

居宅介護支援事業所 管理者 様  
訪問サービス事業所 管理者 様  
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
地域支援担当課長 丹田 智美  
介護保険課長 岩村 恭代

介護予防・生活支援サービス事業に関する単価等の改定について（通知）

令和元年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定いたしました。

については、改定内容等にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

(1) 単価改正に関するもの（裏面：別表1）

予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービス

予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービス

(2) 介護職員等特定処遇改善加算に関するもの（裏面：別表1）

予防給付型訪問サービス及び予防給付型通所サービス

(3) 区分支給限度基準額に関するもの（裏面：別表2）

2 施行期日

令和元年10月1日

3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について  
要綱等は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の要綱

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500250.html>

4 介護職員等特定処遇改善加算の届出について

申請の方法及び期日については、裏面のとおりです。

【問い合わせ先】

地域福祉推進課 電話 093-582-2060

介護保険課（事業者支援係）

電話 093-582-2771

別表 1 (単価改正)

内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型訪問サービス (I)	1,168 単位	1,172 単位	令和元年 10 月 1 日
予防給付型訪問サービス (II)	2,335 単位	2,342 単位	
予防給付型訪問サービス (III)	3,704 単位	3,715 単位	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	—	所定単位×63/1000	
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	—	所定単位×42/1000	
内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型通所サービス (I)	1,647 単位	1,655 単位	令和元年 10 月 1 日
予防給付型通所サービス (II)	3,377 単位	3,393 単位	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	—	所定単位×12/1000	
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	—	所定単位×10/1000	

内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型訪問サービス (I)	915 単位	918 単位	令和元年 10 月 1 日
生活支援型訪問サービス (II)	1,830 単位	1,835 単位	
生活支援型訪問サービス (III)	2,745 単位	2,753 単位	
内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型通所サービス (I)	1,296 単位	1,302 単位	令和元年 10 月 1 日
生活支援型通所サービス (II)	2,592 単位	2,604 単位	

別表 2 (区分支給限度額)

内 容	現 行	改定後	施行日
要支援 1・事業対象者	5,003 単位	5,032 単位	令和元年 10 月 1 日
要支援 2	10,473 単位	10,531 単位	

## \*介護職員等特定処遇改善加算の届出について

「令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算の届出について (通知) (令和元年 7 月 25 日北九保地介第 1063 号) のとおり、令和元年度 8 月 30 日 (金) (必着) です。

ただし、予防給付型訪問サービス及び予防給付型通所サービスの介護職員等特定処遇改善加算に限っては、令和元年 9 月 13 日 (金曜日) までに届出を提出すれば、特例的な取扱いとして、令和元年 10 月 1 日分から算定可能となります。

## ※介護職員等特定処遇改善加算の申請様式

北九州市ホームページ参照 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800376.html>

## 【留意点】

・この取扱いは予防給付型訪問サービス及び予防給付型通所サービスの介護職員等特定処遇改

善加算に限って算定する場合のみの特例的な取扱いとなりますので、11 月以降の算定については通常通りの提出期限内にご提出ください。

・従来どおりの加算については、特例的な取扱は適用されませんので、通常通りの提出期限内にご提出ください。